

## 日本労働年鑑 第57集 1987年版

The Labour Year Book of Japan 1987

## 第二部 経営労務と労使関係

## IV 産業合理化と労働組合

## 2 合理化と労働組合

## 3 労働時間短縮闘争

## 総評の時短闘争

労働時間短縮の促進を求める国内外の世論はかつてなく高まり、政府も内需拡大策として労働時間短縮を具体的に提起し、五年間で一〇日の休日増や年間総労働一九〇〇時間などの目標を示した。こうしたなかで一九八六年四月に開催された労働サミットと国際シンポジウムでは、とくに日本の労働時間短縮への期待が強く出され、国際世論も高まりを示した。単産では鉄鋼労連、私鉄総連が産業別統一の労働協約闘争の中心に時短要求をすえ、ほとんどの県評でも地域の中小未組織労働者の時短要求で自治体や経営者団体との交渉にとりくんだ。また、八六年八月から全金融機関の月二回土曜休業(第二、第三土曜)が実現した。これは土休共闘と時短共闘会議が一体となって一〇年来要求してきたものであり、公務員の月二回週休二日制へ連動させて、日本の社会全体の週休二日制普及をめざす足がかりとなることが予想される。また、「太陽と緑の週」の連続休暇の法制化運動の結果、一九八五年一二月二〇日の国会で「国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律」が採択され、五月四日が休日となった(『第七五回総評定期大会各局報告書』)。

## 同盟の時短闘争

同盟は八五年一月の年次大会で、八六年度を“時短元年”として、全組合が八五年度中を目途に、年間総労働時間を二〇〇〇時間に短縮することを目標とする、労働時間短縮闘争方針を決定した。各産別はこの方針をふまえ、具体的な時短闘争にとりくんだ。そして、時短闘争を推進するための活動の一環として、時短先進国ヨーロッパの実情を調査するため、「欧州労働時間調査団」を、八五年四月二九日から五月一五日まで、ヨーロッパに派遣した。また、同盟は八四年六月、四月二九日から五月五日までの週を連続休暇とする「太陽と緑の週」法制定を求める国民運動を決定し、以後他の労働団体、四政党との協力を得て、広範な活動を展開した。そうして「太陽と緑の週」休暇制定問題について、一〇三臨時国会の冒頭一〇月九日に開催された与野党政調・政審会長会談の席上、自民党からつぎの回答があった。「五月四日の休日法制定化については、前日および翌日が『国民の祝日』である日(日曜日および前二項の規定による休日を除く)は休日とする旨、『国民の祝日に関する法律』を改正する」。実施については、八八年からとすることが確認された(『同盟一九八五年度活動報告書』)。

## JCの労働時間対策指針

IMF・JC(金属労協)は、一九八六年九月一〇日の第二五回定期大会で、八七～八八年度運動方針案と、労働時間対策指針を討議し決定した。この指針では、加盟組合にたいし統一基準を設

け、年間所定労働日を二四五日以下とするか、年間所定労働時間を一九六〇時間以下にするかを要求の柱として、強力に時短闘争を進めるとしている。

### 【労働時間対策指針】

JC金属産業は当面、労働者の年間総実働時間を二〇〇〇時間以下にするため、それぞれの単産、単組でねばり強くとりくんでいくとともに、JC共闘を組織して前進をはかることにする。

#### (1)統一要求基準

労働時間に関する規定は企業により協定期間、協定方式など多種多様にわたっており、画一的な方式、数値によって時短を進めることは困難な状況にある。JC共闘としては各単産、単組が共通してとりくむ基準をつぎの四項目にしぼり、とりくむこととする。

(1)年間所定労働日または年間所定労働時間の削減。完全週休二日制を基本として、年間所定労働時間を一九六〇時間以下にする。

(2)年次有給休暇などの付与日数の拡大と取得促進。イ、勤続一年以上の年次有給休暇の付与日数を最低二〇日とし、さらに二五日への拡大に向けてとりくみを強化する、ロ、年次有給休暇の完全取得をはかるための計画取得、一斉取得の実施、ハ、特別休暇の拡充、ニ、年次有給休暇、特別休暇などの完全取得をはかるための要員配置などの制度の確立。

(3)時間外労働規制の強化。イ、規制は個人を対象とすることを原則とするが、当面、つぎのとおりとする、個人規制で月当たり三〇時間以内、全体平均では年二〇〇時間以内を基準とする、ロ、長時間労働の削減対策、時間外労働は一定の規制はおこなっていても、突発事故、納期などとの関係で一時的に集中して多くなる場合もあり、また年間の規制時間を超える場合もある。こうした長時間労働の削減をはかるため、レイオフをしないという日本的雇用慣行を考慮しながら、規制時間を超えた場合には、代休制度を確立し、規制時間を厳守する。

(4)時間外労働割増率の引き上げ、時間外労働の割増率はヨーロッパ先進国並みに近づけることを目標とするが、当面はつぎのとおりとする。平日四〇%以上、休日五〇%以上、深夜勤務五〇%以上。以下略(『生産性新聞』八六年九月一〇日付)。

### 自動車総連の労働時間短縮決議

自動車総連は、一九八六年九月三日からの第一五回定期大会で、運動方針を決めるとともに、左記の労働時間短縮決議を可決した。

### 【労働時間短縮決議】

われわれは本年を時短共闘年と位置づけ、「重点組合を中心に、一九八七年の労働時間を二日間・一六時間短縮する」との方針を決定した。いよいよこの秋に労働諸条件改善のとりくみとは切り離して、足並みをそろえてとりくみを開始する。

労働時間は労働者福祉にかかわる基本的労働条件の一つであり、われわれは早くから組織をあげてその短縮に努力してきたが、その改善の足どりは重い。

しかし、今日、労働時間短縮はとくに二つの意味でその重要度を増している。一つは技術革新や高齢化が進行するなかでの労働者生活の充実であり、もう一つは、内需拡

大を柱とする対外経済問題への対応である。

急速な技術革新や高齢化の進行など労働の中身とそれを取り巻く環境が複雑に変化しているなかで、疲労の回復、自己啓発など働く者にとって自由時間の持つ意義はますます重大なものとなっている。また国際的にみても、わが国は対外経済問題への対応策として、自由時間の増大による消費機会の拡大をはかり、内需を拡大することが強く望まれている。

また欧米にくらべ総労働時間で二〇〇から五〇〇時間長く、国際公正労働基準の観点から「働きすぎ」の批判は強く、これらの点を解消するためにも、労働時間短縮は重要な意味をもっている(『生産性新聞』八六年九月一〇日付)。

## 労基法改正建議と労働団体

一九八六年一二月二〇日、法定労働時間の短縮など労働基準法の抜本的改正について審議していた中央労働基準審議会(労相の諮問機関)は、「労働時間等の整備について」の建議をまとめ労相に提出した。そのおもな内容は、(1)現行週四八時間の法定労働時間を週四〇時間に縮めることを法律に目標として明記すること、(2)当面週四六時間から出発し、なるべく早期に四四時間にすること、(3)週四四時間を労使協定で実施する企業には三ヵ月単位の「変形労働時間」やフレックス・タイム制を認めること、(4)年次有給休暇の最低付与日数を六日から一〇日に引き上げること、(5)退職手当を就業規則の法定記載事項とすること、などである。

総評、同盟など労働四団体と全民労協は、同一〇日、この建議にたいし大要つぎのような共同声明を發表した。

四八時間法制を四〇時間法制とすることが明記されたことは評価する。

しかし、四〇時間への移行措置が緩慢で、到達時期が不明確なうえ、年次有給休暇はILO水準を大きく下回っており遺憾だ。さらに、時間外労働の上限規制にも法的措置が講じられず、時間外・休日労働の割増賃金率の引き上げも全く前進がみられず不満だ。経営者団体が改正反対の姿勢をとりつづけていることは、わが国の国際的立場からもきびしく批判されなければならない。また、労働側委員から提出された、(1)当面の法定労働時間は一日八時間、週四四時間とする、(2)労働時間の変形制については限度を定める、(3)時間外労働の上限を規制、などの意見が建議に盛り込まれなかったことは残念である(『どうめい』八六年一二月一二日付)。

日本労働年鑑 第57集 1987年版

発行 1987年6月25日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 労働旬報社

2001年8月1日公開開始

---

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1987年版(第57集)【目次】 次のページ → ■  
日本労働年鑑【総合案内】

---

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)

---